

連絡派出所の設置及び運用要綱

平成17年3月29日

地 第 3 1 0 号

警 察 本 部 長

連絡派出所の設置及び運用要綱の制定について（通達）

この度、交番、駐在所、警備派出所及び連絡派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則（平成17年埼玉県公安委員会規則第8号）の施行に伴い、連絡派出所の運用等について（昭和43年埼例規第18号・外）の全部を別添のとおり改正し、平成17年4月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 連絡派出所の設置及び運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、連絡派出所の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱において「連絡派出所」とは、廃止する交番又は駐在所の施設を警察用途の施設として、勤務員を配置することなく暫定的に運用するものをいう。

### 第3 設置

- 1 連絡派出所は、交番又は駐在所を廃止するに際して必要と認められる場合に設置するものとする。
- 2 連絡派出所は、連絡派出所の所属及び名称（別表）のとおり設置する。
- 3 警察署長は、連絡派出所を新たに設置し、又は廃止する場合は、次に掲げる事項を付して警察本部長に上申するものとする。

(1) 設置又は廃止の理由

(2) 名称及び位置（管内地図を添付すること。）

(3) 土地及び建物の面積及び所有者

(4) 警察署及び当該連絡派出所を管轄する交番又は駐在所との距離

(5) その他参考事項

### 第4 名称の表示等

連絡派出所には名称を表示し、赤色灯及び緊急通報装置運用要領（昭和62年埼例規第14号・外・通指）に規定する緊急電話機を設置するものとする。

### 第5 運用

連絡派出所は、次により運用するものとする。

- 1 埼玉県地域警察運営規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第51号。以下「規程」という。）第34条第4項の規定により警ら要点に指定し、一定時間駐留警戒を実施すること。  
なお、所管区の情勢に応じて、必要な時には開所して活動させることができる。
- 2 規程第3条第2号に規定する指定地域幹部は、月1回以上立寄りを行い、緊急電話機等の施設の異常の有無を確認すること。

実施日

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成18年3月13日地第221号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成19年3月29日地第319号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

実施日（令和2年11月25日地総第924号）

この通達は、令和2年12月1日から実施する。

実施日（令和3年3月19日地総第223号）

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

## 別表（第3関係）

## 連絡派出所の所属及び名称

所 属	名 称
川 口 警 察 署	中 央 地 区 連 絡 派 出 所
	芝 園 連 絡 派 出 所
朝 霞 警 察 署	西 大 和 連 絡 派 出 所
川 越 警 察 署	古 谷 連 絡 派 出 所
狭 山 警 察 署	春 日 町 連 絡 派 出 所
秩 父 警 察 署	中 津 川 連 絡 派 出 所